

18. (付表) 個人住民税の

区分	平成21年度	22	23	24	
所 控 除	控基 除礎	330,000円	同 左	同 左	
	配 偶 者 控 除	330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配 偶者 380,000円 同居している特別障害者である 控除対象配偶者 560,000円 同居している特別障害者である 老人控除対象配偶者 610,000円 (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること)	同 左	同 左 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配 偶者 380,000円 (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること) (注) 扶養控除の見直しに伴 い、扶養控除及び配偶者控 除に係る同居特別障害者加 算措置(加算額23万円)を 特別障害者控除に係る同居 特別障害者の加算額に改組 する。 (22年度改正において措置)	
得 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	最高 330,000円 合計所得1,000万円以下の者 について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者 の所得金額に応じて以下のよう に控除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38～45万円未満 33万円 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “	同 左	同 左	同 左

控 除 及 び 税 率

25	26	27	28	29																																																												
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																												
同 左	同 左	同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除を適用できない。</p> <p>居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 330,000円 (老人控除対象配偶者： 380,000円)</p> <p>900万円超950万円以下の場合 220,000円 (老人控除対象配偶者： 260,000円)</p> <p>950万円超1,000万円以下の場合 110,000円 (老人控除対象配偶者： 130,000円)</p> <p>(控除対象配偶者の所得要件) (合計所得金額が38万円以下であること)</p> <p>(29年度改正において措置) ※平成31年度分以降適用</p>																																																												
同 左	同 左	同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、その控除額を次のとおりとする。</p> <p>①合計所得金額が900万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38～85万円以下</td><td>33万円</td></tr> <tr><td>85～90 〃</td><td>33 〃</td></tr> <tr><td>90～95 〃</td><td>31 〃</td></tr> <tr><td>95～100 〃</td><td>26 〃</td></tr> <tr><td>100～105 〃</td><td>21 〃</td></tr> <tr><td>105～110 〃</td><td>16 〃</td></tr> <tr><td>110～115 〃</td><td>11 〃</td></tr> <tr><td>115～120 〃</td><td>6 〃</td></tr> <tr><td>120～123 〃</td><td>3 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>②合計所得金額が900万円超950万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38～85万円以下</td><td>22万円</td></tr> <tr><td>85～90 〃</td><td>22 〃</td></tr> <tr><td>90～95 〃</td><td>21 〃</td></tr> <tr><td>95～100 〃</td><td>18 〃</td></tr> <tr><td>100～105 〃</td><td>14 〃</td></tr> <tr><td>105～110 〃</td><td>11 〃</td></tr> <tr><td>110～115 〃</td><td>8 〃</td></tr> <tr><td>115～120 〃</td><td>4 〃</td></tr> <tr><td>120～123 〃</td><td>2 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>③合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38～85万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>85～90 〃</td><td>11 〃</td></tr> <tr><td>90～95 〃</td><td>11 〃</td></tr> <tr><td>95～100 〃</td><td>9 〃</td></tr> <tr><td>100～105 〃</td><td>7 〃</td></tr> <tr><td>105～110 〃</td><td>6 〃</td></tr> <tr><td>110～115 〃</td><td>4 〃</td></tr> <tr><td>115～120 〃</td><td>2 〃</td></tr> <tr><td>120～123 〃</td><td>1 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(29年度改正において措置) ※平成31年度分以後適用</p>	配偶者の所得	控除額	38～85万円以下	33万円	85～90 〃	33 〃	90～95 〃	31 〃	95～100 〃	26 〃	100～105 〃	21 〃	105～110 〃	16 〃	110～115 〃	11 〃	115～120 〃	6 〃	120～123 〃	3 〃	配偶者の所得	控除額	38～85万円以下	22万円	85～90 〃	22 〃	90～95 〃	21 〃	95～100 〃	18 〃	100～105 〃	14 〃	105～110 〃	11 〃	110～115 〃	8 〃	115～120 〃	4 〃	120～123 〃	2 〃	配偶者の所得	控除額	38～85万円以下	11万円	85～90 〃	11 〃	90～95 〃	11 〃	95～100 〃	9 〃	100～105 〃	7 〃	105～110 〃	6 〃	110～115 〃	4 〃	115～120 〃	2 〃	120～123 〃	1 〃
配偶者の所得	控除額																																																															
38～85万円以下	33万円																																																															
85～90 〃	33 〃																																																															
90～95 〃	31 〃																																																															
95～100 〃	26 〃																																																															
100～105 〃	21 〃																																																															
105～110 〃	16 〃																																																															
110～115 〃	11 〃																																																															
115～120 〃	6 〃																																																															
120～123 〃	3 〃																																																															
配偶者の所得	控除額																																																															
38～85万円以下	22万円																																																															
85～90 〃	22 〃																																																															
90～95 〃	21 〃																																																															
95～100 〃	18 〃																																																															
100～105 〃	14 〃																																																															
105～110 〃	11 〃																																																															
110～115 〃	8 〃																																																															
115～120 〃	4 〃																																																															
120～123 〃	2 〃																																																															
配偶者の所得	控除額																																																															
38～85万円以下	11万円																																																															
85～90 〃	11 〃																																																															
90～95 〃	11 〃																																																															
95～100 〃	9 〃																																																															
100～105 〃	7 〃																																																															
105～110 〃	6 〃																																																															
110～115 〃	4 〃																																																															
115～120 〃	2 〃																																																															
120～123 〃	1 〃																																																															

18. (付表) 個人住民税の

区分	平成21年度	22	23	24								
所得控除	扶養控除 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢16歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、 同居している老親等 450,000円 同居している特別障害者である 扶養親族 560,000円 同居している特別障害者である 特定扶養親族 680,000円 同居している特別障害者である 老人扶養親族 610,000円 同居している特別障害者である 同居老親等 680,000円	同 左	同 左	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、 同居している老親等 450,000円 (注) 扶養控除の見直しに伴 い、扶養控除及び配偶者控 除に係る同居特別障害者加 算措置(加算額23万円)を 特別障害者控除に係る同居 特別障害者の加算額に改組 する。 (22年度改正において措置)								
	障害者(労働者・学生・寡婦)の 控除及び募 控除額 260,000円 障害者うち、特別障害者に該当 する場合 300,000円 寡婦のうち、特別加算に該当す る場合 300,000円	同 左	同 左	控除額 260,000円 障害者のうち、特別障害者に該 当する場合 300,000円 扶養親族又は控除対象配偶者が 同居の特別障害者である場合 530,000円 (22年度改正において措置)								
所得控除(続)	雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産に ついての災害等による損失額の うち、所得金額の10%を超える 金額。 ただし、災害に直接関連して 支出された費用についての控除 額は、所得金額の10%相当額又 は5万円とのいずれか低い金額 を超える金額。 医療費控除 医療費のうち、所得金額の 5%相当額と10万円とのいづれ か低い金額を超過する金額(最 高200万円)。 生命保険料控除 ① 一般の生命保険料 <table border="1"> <tr> <td>～15,000円 の場合</td> <td>支払保険料等全 額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～ 40,000円の 場合</td> <td>支払保険料等× 1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～ 70,000円の 場合</td> <td>支払保険料等× 1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超 の場合</td> <td>35,000円 (一律)</td> </tr> </table> ② 個人年金保険料 同 上	～15,000円 の場合	支払保険料等全 額	15,001円～ 40,000円の 場合	支払保険料等× 1/2+7,500円	40,001円～ 70,000円の 場合	支払保険料等× 1/4+17,500円	70,000円超 の場合	35,000円 (一律)	同 左	同 左	同 左
～15,000円 の場合	支払保険料等全 額											
15,001円～ 40,000円の 場合	支払保険料等× 1/2+7,500円											
40,001円～ 70,000円の 場合	支払保険料等× 1/4+17,500円											
70,000円超 の場合	35,000円 (一律)											

控 除 及 び 税 率 (続)

25	26	27	28	29								
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左								
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左								
<p>同 左</p> <p>医療費控除 同 左 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。 (24年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) (イ) 一般生命保険料</p> <table border="1" data-bbox="93 1340 321 1591"> <tr> <td>～12,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超の場合</td> <td>28,000円(一律)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 介護医療保険料 同 上 (ハ) 個人年金保険料 同 上 ② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 従前のとおり (22年度改正において措置)</p>	～12,000円の場合	支払保険料等全額	12,001円～32,000円の場合	支払保険料等×1/2+6,000円	32,001円～56,000円の場合	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超の場合	28,000円(一律)	同 左	同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている居住者が、平成29年から平成33年までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチO T C医薬品等購入費を支払った場合において、その年中に支払ったスイッチO T C医薬品等購入費等の金額の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(88,000円を限度)について、その年分の総所得金額等から控除する。 (28年度改正において措置) ※施行は平成30年1月1日</p>
～12,000円の場合	支払保険料等全額											
12,001円～32,000円の場合	支払保険料等×1/2+6,000円											
32,001円～56,000円の場合	支払保険料等×1/4+14,000円											
56,000円超の場合	28,000円(一律)											

18. (付表) 個人住民税の

区分		平成21年度	22	23	24
所得 控除 (統)	その他 の所得 控除 (統)	地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等の金額の2分の1を控除(最高25,000円)。 (注)平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用可能(地震保険料控除と合わせて最高25,000円)。 社会保険料控除 支払額の全額 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(第1種共済契約に基づく掛金)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額。 (参考) 寄附金控除 税額控除方式に改組。 (20年度改正において措置)	同左	同左	同左
	専 色 申 告 控 除 (統)	青色事業専従者給与 給与の支払を受けた額 (所得税と同じ)。 白色事業専従者控除 500,000円 (配偶者の場合 860,000円) 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 650,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円	同左	同左	同左
税 額 控 除	配 当 控 除	① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 1.2% (市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% ② 証券投資信託の収益の分配については (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を超える部分について道府県0.3%, 市町村0.4%)	同左 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とされない。 (20年度改正において措置)	同左	同左
					小規模企業共済等掛金控除 同左 (注)小規模企業共済等掛金の範囲に、個人事業の共同経営者が支払った掛金を追加。 (22年度改正において措置)

控 除 及 び 税 率 (続)

25	26	27	28	29
<p>同 左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 小規模企業共済等掛金の範囲に、確定拠出年金の企業型年金について個人が拠出する企業型年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)を追加。 (22年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる小規模企業者の範囲に、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下(改正前5名以下)となる者を追加。 (26年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 (注) 指定都市に住所を有する者の場合 ① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 0.56% (市町村) 2.24% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.28% (市町村) 1.12% ② 証券投資信託の収益の分配については (道府県) 0.28% (市町村) 1.12% (課税総所得金額が1,000万円を超える部分について道府県0.14%, 市町村0.56%) (29年度改正において措置) ※平成30年度分以降適用</p>

18. (付表) 個人 住 民 税 の

区 分	平成21年度	22	23	24
税 額 控 除 (続)	<p>ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の配当等に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>			
	<p>所得控除方式から改組</p> <p>① 地方公共団体以外に対する寄附金</p> <p>イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金</p> <p>ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金</p> <p>ハ 都道府県又は市町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)</p> <p>について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額の10%相当額を税額控除する。</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金</p> <p>イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の10%を限度)する。</p> <p>イ (寄附金 - 5千円) × 10%</p> <p>ロ (寄附金 - 5千円) × (90% - 0~40% (寄附者に適用される所得税の限界税率))</p> <p>(20年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	<p>① 地方公共団体以外に対する寄附金</p> <p>イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金</p> <p>ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金</p> <p>ハ 都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)</p> <p>について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額の10%相当額を税額控除する。</p> <p>※ 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができることとする。</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金</p> <p>イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の10%を限度)する。</p> <p>イ (寄附金 - 千円) × 10%</p> <p>ロ (寄附金 - 2千円) × (90% - 0~40% (寄附者に適用される所得税の限界税率))</p> <p>(23年度改正において措置)</p>

控 除 及 び 税 率 (続)

25	26	27	28	29
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	<p>② 地方公共団体に対する寄附金 イとロの合計額を税額控除（ロについては所得割額の10%を限度）する。 イ（寄附金－2千円）×10% ロ（寄附金－2千円）×（90%－0～40%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021※） ※ 平成26年度から平成50年度までの措置。 （25年度改正において措置）</p>		<p>② 地方公共団体に対する寄附金 イとロの合計額を税額控除（ロについては所得割額の20%を限度）する。 イ（寄附金－2千円）×10% ロ（寄附金－2千円）×（90%－0～40%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021※） ※ 平成26年度から平成50年度までの措置。 （27年度改正において措置）</p>	

18. (付表) 個人住民税の

区分	平成21年度	22	23	24
税額控除(続)	<p>平成11年から平成18年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいずれか小さい額から③の額を控除した額</p> <p>① 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額 ② 税源移譲前の税率により計算した場合の所得税額 ③ 税源移譲後の税率により計算した場合の所得税額</p>	<p>平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいずれか小さい額</p> <p>① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の5%(最高97,500円)を限度とする。) ※ 平成11年から平成18年までの間に居住の用に供し、3月15日までに市町村へ申告書を提出した場合には、従前の計算方法による控除額との選択可。 (21年度改正において措置)</p>	同 左	同 左
所得割	<p>道府県(標準税率) 一律4% 市町村(標準税率) 一律6%</p> <p>所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じる。</p>	同 左	同 左	同 左
均等割	<p>道府県(標準税率) 1,000円 市町村(標準税率) 3,000円</p>	同 左	同 左	同 左

- (備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。
2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税において適用されたものがそのまま適用される。

控 除 及 び 税 率 (続)

25	26	27	28	29
<p>同 左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。 (25年度改正において措置)</p>	<p>同 左</p>	<p>平成26年4月から平成29年までの間に居住の用に供し、住宅の対価等の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合 ①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の7%(最高136,500円)を限度) (25年度改正において措置) (注) 適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 (27年度改正において措置)</p>	<p>同 左 (注) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。 (税制抜本改革法改正法(地方税)において措置)</p>	<p>同 左 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。 (28年度改正において措置)</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 (注) 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は2%、市町村民税は8%とする。 (29年度改正において措置) ※平成30年度分以降適用</p>
<p>同 左</p>	<p>道府県(標準税率) 1,500円 市町村(標準税率) 3,500円 (注) 復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの措置。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

3. 所得割については、所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円(昭和56年度～昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年度29万円、昭和61年度～昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度～平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には32万円(昭和57年度～平成2年度9万円、平成3年度15万円、平成4年度19万円、平成5年度25万円、平成6年度～平成10年度30万円、平成11年度31万円、平成12年度32万円、平成13年度～平成15年度36万円、平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。